

令和7年第1回東広島市議会定例会

議

案

令和7年2月

目 次

諮 問 第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1
諮 問 第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	3
諮 問 第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	5
諮 問 第 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	7
諮 問 第 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	9
諮 問 第 6 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 1
諮 問 第 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 3
諮 問 第 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 5
諮 問 第 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 7

諮 問 第 1 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	1 9
議 案 第 1 1 号	下竹仁辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について……………	2 1
議 案 第 1 2 号	東広島市地域共生社会推進計画（第4次東広島市地域福祉計画）の策定について……………	2 5
議 案 第 1 3 号	東広島市こども計画の策定について……………	2 7
議 案 第 1 4 号	大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について……………	2 9
議 案 第 1 5 号	過疎地域持続的発展計画の変更について……………	3 3
議 案 第 1 6 号	東広島市総合計画基本構想の改訂及び後期基本計画の策定について……………	3 6
議 案 第 1 7 号	市道の路線の認定について……………	3 8
議 案 第 1 8 号	請負契約の締結について……………	4 0
議 案 第 1 9 号	請負契約の締結について……………	4 2
議 案 第 2 0 号	請負契約の変更について……………	4 4
議 案 第 2 1 号	委託契約の締結について……………	4 6

議案第22号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係 条例の整備について……………	48
議案第23号	東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に関す る条例の制定について……………	51
議案第24号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて……………	59
議案第25号	附属機関の設置に関する条例の一部改正につい て……………	62
議案第26号	東広島市事務分掌条例の一部改正について……………	65
議案第27号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改 正について……………	67
議案第28号	東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一 部改正について……………	70
議案第29号	東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定 める条例の一部改正について……………	74
議案第30号	東広島市地域包括支援センターの職員及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正について……………	78
議案第31号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	81

議案第32号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	84
議案第33号	東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	86
議案第34号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	88
議案第35号	東広島市使用料条例の一部改正について……………	109
議案第36号	東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について……………	111

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 佐 伯 倫 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 下 野 成 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 望 野 宏 幸

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 4 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 福 場 克 史

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 5 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 杉 西 美 鈴

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 6 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 松 川 裕 子

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 7 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 寺 田 隆 士

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 8 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 陶 山 真 吾

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第 9 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 影 山 博

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

諮問第10号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 奈 尾 実

(提案理由)

人権擁護委員の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、当該委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、議会の意見を求めるものである。

(根拠法令)

人権擁護委員法

第6条

- 3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

議案第 11 号

下竹仁辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の
策定について

下竹仁辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

（提案理由）

下竹仁辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

（根拠法令）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（一略）を定めることができる。

別紙

総 合 整 備 計 画 書

広島県東広島市福富町下竹仁 下竹仁辺地

(辺地の人口458人 面積13.1km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市福富町下竹仁

(2) 地域の中心の位置

東広島市福富町下竹仁513番地6

(3) 辺地度点数

130点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市の北部に位置し、自然・里山が豊かで、のどかな田園風景が広がり、農業を主要な産業とする地域である。

その一方で、人口減少や少子高齢化に伴い、地域の竹仁小学校が廃校となり、地場産業の衰退やコミュニティの高齢化が進むなど、中山間地域としての課題がある。また、地域住民からは、子どもが遊び学ぶ環境の少なさ、子育て世代の生活の不自由さ等が地域の課題として挙げられており、子育て世代人口の減衰も顕著で、地域のコミュニティは衰退している。

これらのことから、当該辺地での新たなコミュニティの創出に向けて、廃校を改修し、地域住民や企業などが集う拠点として、デジタル教育施設やコミュニティスペース、テナントオフィス等を整備することによって、子どもが遊び学ぶ環境を確保するとともに、地域内外の交流促進や地域の魅力発信等を図り、交流・関係・移住人口の増加に繋げるものである。

また、福富多目的グラウンドについて、ソフトボールに特徴をもつ施設として位置づけるとともに、その機能強化として新たに防球ネットを整備することにより施設の魅力を高めることで利用者の増加を図り、交流人口の増加及び地域の活性化を図るものである。

3 公共的施設の整備計画

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

区 分		事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち地 対策事業債の予定額
施 設 名	事業主体名		特定財源	一般財源	
集会施設・地 場産業振興施 設・レクリエ ーション施設 (福富みらい ベース(旧竹 仁小学校))	東広島市	608,823	307,111	301,712	299,200
教育文化施設 (福富多目的 グラウンド防 球ネット設 置)	東広島市	37,000	0	37,000	37,000
合	計	645,823	307,111	338,712	336,200

議案第 12 号

東広島市地域共生社会推進計画（第 4 次東広島市地域福祉計画）の策
定について

東広島市地域共生社会推進計画（第 4 次東広島市地域福祉計画）を別冊のとおり
策定することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12
号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

（提案理由）

市民一人ひとりが相互に支え合い、生きがいと安心できる暮らしを地域で創っていく地域共生社会を実現するため、東広島市地域共生社会推進計画（第４次東広島市地域福祉計画）を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

（根拠条例）

東広島市議会基本条例

第１４条 地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

（２）市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 13 号

東広島市こども計画の策定について

東広島市こども計画を別冊のとおり策定することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12 号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

こども・若者の成長と子育てを支援する取組みを総合的に推進し、その更なる充実に資することにより、本市における「こどもまんなか社会」を実現するため、東広島市こども計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(2) 市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画、施策事業等の策定および変更に関わるもので別に定めるもの

議案第 14 号

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

大芝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

（提案理由）

大芝辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、新規事業を追加することに伴い、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

（根拠法令）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

別紙

総 合 整 備 計 画 書

広島県東広島市安芸津町風早 大芝辺地

(辺地の人口 1 2 6 人 面積 1 . 7 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

東広島市安芸津町風早

(2) 地域の中心の位置

東広島市安芸津町風早 2 2 7 4 番地

(3) 辺地度点数

1 2 3 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、本土から海峡約 3 0 0 m を隔てて瀬戸内海に浮かぶ大芝島であり、大芝島と本土との間は、平成 9 年に完成した大芝大橋で結ばれている。

この大芝大橋の開通により、島内の主要農産物である柑橘類^{かんきつ}の出荷や、通院・買い物など地域住民の本土への交通手段が車中心となり、また、当該辺地が瀬戸内海に面した風光明媚^びな土地であることに加え、テレビコマーシャルなどの撮影場所となって以降、自家用車により観光目的で島内を訪れる者も増加している。

大芝大橋については、架橋後 2 7 年が経過しており、令和 5 年度に道路照明、航路灯、航空障害灯などの電気設備を点検したところ電線機能の低下がみられた。

これらの電気設備は、航路標識法第 3 条に基づき設置している施設もあり、機能不全となつてからの対策では重大な事故を招くおそれがあるため、予防保全的な補修が必要となることから、早急な対策が必要である。

島内の市道は、狭小区間やガードレールなどの安全施設が設置されていない危険な区間が点在しており、これらの区間は、車の離合や消防車、救急車などの緊急車両のスムーズな通行の妨げとなっているほか、コミュニティバスが必要な地域への運行ができない要因にもなっており、島内の市道の改良は地域住民の生活

水準の向上に緊要な課題である。

また、大芝島から望む小芝島はハートの形状に見えることから、近年、若年世代を中心に注目を集めつつあるが、駐車場及び景観を眺望することができる施設が存在しないことも課題となっている。

これらのことから、島内の生活利便性の向上を図るため、市道大芝海岸線を改良するとともに、地域住民においても、大芝島の魅力を活かした観光振興に意欲的であることから、地域の魅力をさらに高め、交流人口の増加及び地域の活性化を図るために、当該辺地の観光資源となる展望台を新たに整備しようとするものである。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度までの5年間

(単位：千円)

区 施 設 名	分 事業主体名	事業費	財 源 内 訳		一般財源のうち地 対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
交通通信施設 市町村道・橋 りょう（大芝 大橋）	東広島市	51,000	0	51,000	51,000
交通通信施設 市町村道・橋 りょう（大芝 海岸線）	東広島市	280,000	0	280,000	280,000
産業振興施設 観光、レクリ エーションに 関する施設（ （仮称）大芝 島展望台）	東広島市	121,700	0	121,700	121,700
合	計	452,700	0	452,700	452,700

議案第 15 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 10 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定が準用される特定市町村の区域とみなされる区域として公示された旧福富町、旧豊栄町及び旧河内町の区域において、総合的かつ計画的な対策を実施するため策定した過疎地域持続的発展計画に、より地域の実情に即した事業を新たに追加することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

別紙

過疎地域持続的発展計画の変更について

新たに追加する事業

1 次郎丸線（改良）

(1) 対象地域

河内地域

(2) 整備を必要とする事情

新たな産業団地の整備にあわせて、産業団地内へのアクセス道路としての整備を行う必要がある。

2 福富小中学校エレベーター設備改修工事

(1) 対象地域

福富地域

(2) 整備を必要とする事情

製造元による部品の供給が終了したため、設備の更新をする必要がある。

3 スポーツ施設整備事業（豊栄市民グラウンド防球ネット設置ほか）

(1) 対象地域

豊栄地域

(2) 整備を必要とする事情

地域におけるスポーツの拠点となる施設として、その機能の維持及び強化を推進する必要がある。

議案第 16 号

東広島市総合計画基本構想の改訂及び後期基本計画の策定について

第五次東広島市総合計画を別冊のとおり改訂することについて、東広島市議会基本条例（平成 25 年東広島市条例第 12 号）第 14 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

社会情勢の変化に合わせて、第五次東広島市総合計画基本構想を改訂し、及び後期基本計画を策定することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

東広島市議会基本条例

第14条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、議会と市長等が共に市民に対する責任を担いながら、計画的かつ市民の視点に立った透明性の高い市政の運営に資するため、次に掲げるものとする。

(1) 東広島市総合計画基本構想および東広島市総合計画の策定、変更に関するもの

議案第 17 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次の路線を市道として認定するため、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
寺家南 69 号線	東広島市西条町寺家字松田 6770 番 17 地先	東広島市西条町寺家字松田 6770 番 5 地先	
寺家南 70 号線	東広島市西条町寺家字五島 7092 番 17 地先	東広島市西条町寺家字五島 7092 番 20 地先	
御 蘭 宇 東 8 6 号 線	東広島市西条町御蘭宇字早稲木 3758 番 24 地先	東広島市西条町御蘭宇字早稲木 3758 番 13 地先	
寺家南 68 号線	東広島市西条町寺家字松田 6763 番 15 地先	東広島市西条町寺家字松田 6770 番 5 地先	

(提案理由)

住宅団地内の道路及び地区計画整備事業に伴う新設道路を市道として認定するため、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

道路法

第8条

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

議案第 18 号

請負契約の締結について

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

2 億 8,710 万円

4 契約の相手方

三原市宮沖一丁目 8 番 8 号

山陽建設株式会社

代表取締役 深 山 隆 一

(提案理由)

令和6年度港湾施設長期保全事業安芸津栈橋改築工事の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 19 号

請負契約の締結について

令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6－1）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

令和 6 年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事（6－1）

2 契約の方法

条件付一般競争入札

3 契約金額

1 億 8,777 万円

4 契約の相手方

東広島市西条中央二丁目 7 番 5 号

株式会社明成

代表取締役 尾 原 睦 明

(提案理由)

令和6年度八本松駅前土地区画整理事業八本松駅前造成工事(6-1)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 20 号

請負契約の変更について

令和 6 年 6 月 27 日議決第 82 号により議決を経た令和 6 年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その 2 の請負契約を次のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

「3 契約金額 1 億 5,675 万円」を「3 契約金額 1 億 6,412 万 4,400 円」に改める。

(提案理由)

令和6年度地域活動拠点整備事業ほか高屋西地域センター・高屋中央保育所複合施設造成工事その2の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要性が生じたため、請負契約金額を変更することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 21 号

委託契約の締結について

山陽本線八本松構内互栄橋補修委託に関する基本協定を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 125 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 契約の目的

山陽本線八本松構内互栄橋補修

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

3 億 2,941 万 5,000 円

4 契約の相手方

西日本旅客鉄道株式会社

(提案理由)

山陽本線八本松構内互栄橋補修委託に関する基本協定を締結するに当たり、その
予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定によ
り議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上
の工事又は製造の請負とする。

議案第 22 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 11 号）第 23 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 23 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- (2) 東広島市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 45 号）第 4 条第 1 号
- (3) 東広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 47 号）第 6 条第 1 号

(東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例及び東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年東広島市条例第 5 号）附則第 3 条第 6 項及び第 7 項
- (2) 東広島市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和 5 年東広島市条例第 6 号）第 14 条

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例において引用している刑の種類用語を整理するとともに、所要の経過措置を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の拘禁刑、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

議案第 23 号

東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例の制定について

東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立幼稚園の教育、保育等の実施に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の認定を受けた東広島市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）で実施する事業、保育料その他教育及び保育の実施に関し必要な事項を定めることにより、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(事業)

第 3 条 幼稚園においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育及び保育の実施に関すること。
- (2) 子育て支援事業のうち、地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、東広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(教育時間等)

第4条 幼稚園における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1号に規定する小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。）に対する教育時間は第1号から第4号までに掲げる日以外の日の午前9時から午後2時30分まで、同条第2号及び第3号に規定する小学校就学前子ども（第6条第2項及び第11条第2項において「2号認定子ども及び3号認定子ども」という。）に対する保育時間は第1号、第3号及び第5号に掲げる日以外の日の午前7時30分から午後6時30分（第2号に掲げる日にあつては、午後0時30分）までとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日（第1号から前号までに掲げる日を除く。）

ア 学年始休園日 4月1日から同月6日までの日

イ 夏季休園日 7月20日から8月29日までの日（当該期間内において園長が定める5日以内の日を除く。）

ウ 秋季休園日 10月の第2月曜日の翌日及び翌々日

エ 冬季休園日 12月24日から翌年1月6日までの日

オ 学年末休園日 3月22日から同月31日までの日

(5) 12月29日から翌年1月3日までの日（第1号及び第3号に掲げる日を除く。）

（入園の資格）

第5条 幼稚園に入園することができる子どもは、支援法第19条各号のいずれかに該当する小学校就学前子どもであつて、支援法第20条第4項後段に規定する教育・保育給付認定子どもとする。

（入園の許可等）

第6条 1号認定子どもを幼稚園に入園させようとする保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもを幼稚園に入園させようとする保護者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 3 第1項に規定する入園の希望者が定員を超えた場合の入園者の選考についての基準は、別に定める。
- 4 教育委員会は、第1項の許可をする場合には、幼稚園の管理運営上必要な条件を付することができる。
- 5 市長は、第2項の承認をする場合には、幼稚園の管理運営上必要な条件を付することができる。

(入園の不許可等)

第7条 教育委員会は、前条第1項に規定する入園の希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園を許可しないことができる。

- (1) 感染性の疾病を有する場合
- (2) 身体虚弱のため、教育に堪えないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が不適當と認める場合

2 市長は、前条第2項に規定する入園の希望者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園を承認しないことができる。

- (1) 感染性の疾病を有する場合
- (2) 身体虚弱のため、保育に堪えないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める場合

(保育料)

第8条 幼稚園に入園する子どもの保護者は、支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する支給認定教育・保育（以下この項において「支給認定教育・保育」という。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した額）を納付しなければならない。

2 前項に規定する費用の額のうち支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（次条及び第10条において「保育料」という。）は、市長が規則で定める。

(保育料の減免)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の不還付)

第10条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(退園命令等)

第11条 教育委員会は、入園した1号認定子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、出席停止又は退園を命ずることができる。

- (1) 支援法第24条第1項の規定により、教育・保育給付認定が取り消されたとき。
- (2) 第7条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 保護者が園長が行う教育上の指示に従わないとき。
- (5) 正当な理由がなく、引き続き1月以上欠席したとき。

2 市長は、入園した2号認定子ども及び3号認定子どもが次の各号のいずれかに該当する場合には、幼稚園の利用を停止させ、又は入園の承認を取り消すことができる。

- (1) 支援法第24条第1項の規定により、教育・保育給付認定が取り消されたとき。
- (2) 第7条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (4) 保護者が園長が行う保育上の指示に従わないとき。

(1号認定子どもの預かり保育)

第12条 幼稚園においては、第4条の規定にかかわらず、入園した1号認定子どもの保護者からの申請により、次に掲げる時間の範囲内において、当該1号認定子どもの保育を行うことができる。

- (1) 土曜日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）の午前7時30分から午後0時30分まで
- (2) 第4条第4号に掲げる日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）の午前7時30分から午後6時30分まで
- (3) 第4条第1号から第4号までに掲げる日以外の日の午前7時30分から午前8時30分まで及び午後2時30分から午後6時30分まで

2 前項の保育（次条において「預かり保育」という。）は、同項各号に掲げる時

間における支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子どもの保育内容に準じて行うものとする。

(預かり保育利用料)

第13条 市長は、預かり保育を利用する者から預かり保育に係る費用（以下この条において「預かり保育利用料」という。）を徴収する。

2 預かり保育利用料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額とする。

区 分		預かり保育利用料の額
土曜日（12月29日から翌年1月3日までのものを除く。）	午前7時30分から 午前8時30分まで	1回につき100円
	午前8時30分から 午後0時30分まで	1回につき800円
第4条第4号に掲げる日 （12月29日から翌年 1月3日までのものを除く。）	午前7時30分から 午前8時30分まで	1回につき100円
	午前8時30分から 午後2時30分まで	1回につき1,000円（ 1食につき150円の給食 費に相当する額を含む。）
	午後2時30分から 午後6時30分まで	1回につき400円
第4条第1号から第4号 までに掲げる日以外の日	午前7時30分から 午前8時30分まで	1回につき100円
	午後2時30分から 午後6時30分まで	1回につき400円

3 利用者は、各月ごとに、当該月に係る前項の規定により算出された額（支援法第30条の11第1項の規定による施設等利用費の支給を受ける場合にあっては、当該額から当該月に係る施設等利用費の額を減じて得た額）の預かり保育利用料を、納期限までに市に納付しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則又は教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会及び市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、幼稚園に入園する子どもの募集、入園の手続その他幼稚園の供用を開始するために必要な準備行為をすることができる。

（経過措置）

- 3 施行日の前日において現に幼稚園に入園しており、令和2年4月1日までに生まれた園児については、1号認定子どもとして入園したものとみなすことができる。

（東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正）

- 4 東広島市保育所設置及び管理条例（昭和49年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（保育料）

第7条 保育所に入所する子どもの保護者は、支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する支給認定教育・保育（以下この項において「支給認定教育・保育」という。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した額）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する費用の額のうち支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（次条から第10条までにおいて「保育料」という。）は、市長が規則で定める。

（東広島市認定こども園設置及び管理条例の一部改正）

- 5 東広島市認定こども園設置及び管理条例（平成28年東広島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（保育料）

第9条 認定こども園に入園する子どもの保護者は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に同条第1項に規定する支給認定教育・保育（以下この項において「支給認定教育・保育」という。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した額）を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する費用の額のうち子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額（次条及び第11条において「保育料」という。）は、市長が規則で定める。

(提案理由)

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進することを目的として、東広島市立御薊宇幼稚園を認定こども園に移行するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 24 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 49 年東広島市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(10) 災害応急作業等に従事する職員（規則で定める職員を除く。第 12 条第 1 項において同じ。）の特殊勤務手当

第 12 条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第 12 条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、当該職員が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象、大規模な火災、爆発等が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市以外の地方公共団体の区域（消防職員にあっては、東広島市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成 16 年東広島市条例第 37 号）第 4 条に規定する管轄区域以外の地方公共団体の区域）に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務（以下この条において「災害応急作業等」という。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日 1 日につき、1,080 円を超えない範囲内において市長が定める。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における第1項の手当の額は、災害応急作業等に従事した日1日につき、当該各号に定める額（同一の日において、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該各号に定める額のうちいずれか高い額）を超えない範囲内において市長が定める。

(1) 災害応急作業等が日没時から日出時までの間に行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の50に相当する額を加算した額

(2) 災害応急作業等が災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域で行われた場合 前項に定める額に当該額の100分の100に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

異常な自然現象又は大規模な災害が発生した際に国の実施する応急対策職員派遣制度等により本市以外の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体の区域等において災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務に従事した職員に対して支給する特殊勤務手当を新たに定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）

第２４条

５ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 25 号

附属機関の設置に関する条例の一部改正について

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和 50 年東広島市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市地域福祉推進協議会の項中「東広島市地域福祉計画」を「東広島市地域共生社会推進計画」に改め、同表東広島市障害者計画等審議会の項を次のように改める。

東広島市障がい者計画等 審議会	東広島市障がい者計画並びに東広島市障がい福祉計画及び東広島市障がい児福祉計画の策定及び推進に関する重要な事項を審議すること。
--------------------	--

別表東広島市健康増進対策推進会議の項を次のように改める。

東広島市健康増進対策推進 会議	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項及び食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく東広島市健康増進計画の策定並びに健康増進及び食育の総合的な推進に関する事項を審議すること。
--------------------	--

別表東広島市自殺対策推進会議の項を次のように改める。

東広島市自殺（自死）対 策推進会議	自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 2 項の規定に基づく東広島市自殺（自死）対策計画の策定及び推進に関する事項を審議すること。
----------------------	---

別表東広島市自殺対策推進会議の項の次に次のように加える。

東広島市救急医療体制に 関する基本計画策定会議	東広島市救急医療体制に関する基本計画の策定及び推進に関する事項を審議すること。
----------------------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の別表東広島市障がい者計画等審議会の項及び東広島市自殺（自死）対策推進会議の項に掲げる附属機関の委員の委嘱又は任命のための手続その他これらの附属機関の設置のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に東広島市障害者計画等審議会の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の別表に掲げる東広島市障がい者計画等審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における東広島市障害者計画等審議会の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 この条例の施行の際現に東広島市自殺対策推進会議の委員である者は、この条例の施行の日に改正後の別表に掲げる東広島市自殺（自死）対策推進会議の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における東広島市自殺対策推進会議の委員としての任期の残任期間とする。

(提案理由)

新たに附属機関を設置し、及び一部の附属機関の名称等を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第138条の4

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。一略一

議案第 26 号

東広島市事務分掌条例の一部改正について

東広島市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市事務分掌条例の一部を改正する条例

東広島市事務分掌条例（昭和 57 年東広島市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「都市部」を「都市交通部」に改める。

第 2 条地域振興部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条建設部の項に次の 1 号を加える。

(3) 住宅に関する事項

第 2 条都市部の項中「都市部」を「都市交通部」に改め、第 5 号を次のように改める。

(5) 交通政策に関する事項

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 東広島市都市計画審議会条例（昭和 49 年東広島市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市部都市計画課」を「都市交通部都市計画課」に改める。
- 3 東広島市建築審査会条例（平成 18 年東広島市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市部建築指導課」を「都市交通部建築指導課」に改める。

(提案理由)

社会情勢の変化及び新たな政策課題に対応することを目的として、効果的かつ効率的な事務事業の執行に資する組織体制を整備するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１５８条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

議案第 27 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年東広島市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 3 項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「その他規則で定める者」の右に「（第 19 条第 1 項において「配偶者等」という。）」を加え、「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第 19 条を第 21 条とし、第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 19 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その

他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（市の会計年度をいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第20条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げるいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日に係る改正後の第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するためにするものに限る。）をしようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求をすることができる。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に合わせて、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 28 号

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一部改正について

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市バス交通結節点設置及び管理条例（令和 5 年東広島市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「は、下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口）とし、その位置は、東広島市鏡山一丁目 3 1 2 番 4」を「及び位置は、次の表のとおり」に改め、同条に次の表を加える。

名 称	位 置
下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口）	東広島市鏡山一丁目 3 1 2 番 4
黒瀬地区バス交通結節点	東広島市黒瀬町兼広 1 5 6 番 6

第 3 条中「、次の施設を置く」を「置く施設は、次の表のとおりとする」に改め、同条各号を削り、同条に次の表を加える。

バス交通結節点の名称	施 設
下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口）	待合室
	自転車駐車場
黒瀬地区バス交通結節点	待合室
	自転車駐車場
	自家用車駐車場

第 4 条の見出しを「（自転車駐車場使用対象車両）」に改め、同条第 1 項中「道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車（以下「自転車」という。）」を「次の各号に掲げるバス交通結節点の区分に応

じ、当該各号に定めるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 下見・鏡山地区バス交通結節点（広大中央口） 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号。次号において「法」という。）第２条第１項第１１号の２に規定する自転車（以下「自転車」という。）

(2) 黒瀬地区バス交通結節点 自転車、法第２条第１項第１０号に規定する原動機付自転車並びに法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）

第４条第２項中「自転車以外」を「同項各号に規定する車両以外」に改める。

第１５条を第１６条とする。

第１４条中「第１２条」を「第１３条」に改め、同条を第１５条とする。

第１３条第１項中「第１１条第２項」を「第１２条第２項」に改め、同条を第１４条とする。

第１２条を第１３条とし、第９条から第１１条までを１条ずつ繰り下げる。

第８条に次のただし書を加える。

ただし、第６号に掲げる行為に該当するものであって、特に市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

第８条第１号及び第２号中「自転車」を「車両」に改め、同条に次の１項を加える。

２ 市長は、前項の規定に違反した者に対し、施設からの退場又は車両の撤去を命ずることができる。この場合において、当事者の受けた通常生ずべき損失については、市はこれを補償しない。

第８条を第９条とする。

第７条第１号中「自転車駐車を」を「自転車駐車場又は自家用車駐車を」に、「自転車の」を「車両の」に改め、「当該自転車駐車場」の右に「又は当該自家用車駐車場」を加え、同条を第８条とする。

第６条を第７条とする。

第５条第１項中「各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間」を「表のとおり」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

バス交通結節点の名称	施設	供用時間
下見・鏡山地区バス交通結	待合室	午前６時から午後１１時３０

節点（広大中央口）		分まで
	自転車駐車場	午前零時から午後１２時まで
黒瀬地区バス交通結節点	待合室	午前５時３０分から午後１１時３０分まで
	自転車駐車場及び 自家用車駐車場	午前零時から午後１２時まで

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（自家用車駐車場使用対象車両）

第５条 自家用車駐車場を使用することができる車両は、道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第２条の表に掲げる普通自動車であって、最大積載量が２,０００キログラムを超える貨物自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車をいう。）以外のものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する車両以外の車両に自家用車駐車場を使用させることができる。

附 則

この条例は、令和７年４月３０日までの間において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

黒瀬地区バス交通結節点を新たに設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 29 号

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

東広島市専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（令和 6 年東広島市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（水道技術管理者の資格）

第 3 条 本市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下「大学」という。）、同法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（以下「短期大学等」という。）又は同法による高等学校若しくは中等教育学校（以下「高等学校等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については 3 年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については 5 年以上、高等学校等を卒業した者については 7 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又

はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、大学を卒業した者については4年以上、短期大学等を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、高等学校等を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 第1号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、大学を卒業した者については5年以上、短期大学等を卒業した者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、高等学校等を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

2 1日最大給水量が1万立方メートル以下である専用水道に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5

年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道法施行令（昭和３２年政令第３３６号）等の一部改正に伴い、専用水道の水道技術管理者の資格の要件を見直すとともに、資格の要件の特例について、その対象となる専用水道の範囲を拡大するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

水道法（昭和３２年法律第１７７号）

第１９条

- ３ 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

議案第 30 号

東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

東広島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成
27 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号中「前項」を「第 1 項」に改め、同項の表中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人以上とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、委員会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援セ

ンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、これらの規定に規定する地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、東広島市地域包括支援センターの職員に関する基準及び当該職員の員数について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法（平成9年法律第123号）

第115条の46

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

議案第31号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100分の7.71」に改める。

第4条中「3万1,261円」を「3万3,195円」に改める。

第5条第1号中「2万186円」を「2万1,294円」に改め、同条第2号中「1万93円」を「1万647円」に改め、同条第3号中「1万5,139円」を「1万5,970円」に改める。

第6条中「100分の2.79」を「100分の2.89」に改める。

第7条中「1万1,601円」を「1万2,211円」に改める。

第8条第1号中「7,491円」を「7,841円」に改め、同条第2号中「3,745円」を「3,920円」に改め、同条第3号中「5,618円」を「5,880円」に改める。

第9条中「100分の2.09」を「100分の2.35」に改める。

第10条中「1万709円」を「1万1,996円」に改める。

第11条中「5,247円」を「5,814円」に改める。

第25条第1項第1号ア中「2万1,883円」を「2万3,237円」に改め、同号イ(ア)中「1万4,131円」を「1万4,906円」に改め、同号イ(イ)中「7,066円」を「7,453円」に改め、同号イ(ウ)中「1万598円」を「1万

1,179円」に改め、同号ウ中「8,121円」を「8,548円」に改め、同号エ(ア)中「5,244円」を「5,489円」に改め、同号エ(イ)中「2,622円」を「2,744円」に改め、同号エ(ウ)中「3,933円」を「4,116円」に改め、同号オ中「7,497円」を「8,398円」に改め、同号カ中「3,673円」を「4,070円」に改め、同項第2号ア中「1万5,631円」を「1万6,598円」に改め、同号イ(ア)中「1万93円」を「1万647円」に改め、同号イ(イ)中「5,047円」を「5,324円」に改め、同号イ(ウ)中「7,570円」を「7,985円」に改め、同号ウ中「5,801円」を「6,106円」に改め、同号エ(ア)中「3,746円」を「3,921円」に改め、同号エ(イ)中「1,873円」を「1,960円」に改め、同号エ(ウ)中「2,809円」を「2,940円」に改め、同号オ中「5,355円」を「5,998円」に改め、同号カ中「2,624円」を「2,907円」に改め、同項第3号ア中「6,253円」を「6,639円」に改め、同号イ(ア)中「4,038円」を「4,259円」に改め、同号イ(イ)中「2,019円」を「2,130円」に改め、同号イ(ウ)中「3,028円」を「3,194円」に改め、同号ウ中「2,321円」を「2,443円」に改め、同号エ(ア)中「1,499円」を「1,569円」に改め、同号エ(イ)中「749円」を「784円」に改め、同号エ(ウ)中「1,124円」を「1,176円」に改め、同号オ中「2,142円」を「2,400円」に改め、同号カ中「1,050円」を「1,163円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,689円」を「4,979円」に改め、同号イ中「7,815円」を「8,299円」に改め、同号ウ中「1万2,504円」を「1万3,278円」に改め、同号エ中「1万5,631円」を「1万6,598円」に改め、同項第2号ア中「1,740円」を「1,832円」に改め、同号イ中「2,900円」を「3,053円」に改め、同号ウ中「4,640円」を「4,884円」に改め、同号エ中「5,801円」を「6,106円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税率等の改定を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 32 号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市保育所設置及び管理条例（昭和 49 年東広島市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表川上中部保育所の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に川上中部保育所において保育された乳幼児に係る子ども・子育て支援法第 27 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める額を限度として市町村が定める額については、なお従前の例による。

(提案理由)

川上中部保育所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４４条の２ 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 33 号

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正について

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

東広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年東広島市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し、搬入する方法により行う際に求めている栄養士に関する要件に係る規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－

議案第 3 4 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 1 2 年東広島市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項から 4 の項までを次のように改める。

1 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築等の確認の申請に対する審査	建築物確認申請手数料	申請 1 件につき	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号。別表第 3 の 59 の項、61 の項及び 62 の項において「基準省令」という。）第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表及び別表第 3 の 61 の項において「仕様基準」という。）又は第 10 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表並びに別表第 3 の 59 の項及び 62 の項において「誘導仕様基準」	30 平方メートル以内のもの	15, 000 円
				30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	33, 000 円
				100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	44, 000 円
				200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	47, 000 円
				300 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	48, 000 円
				500 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内のもの	62, 000 円
				1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの	81, 000 円

			という。)に適合させる一戸建ての住宅等（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅を含む。以下この項から4の項まで及び15の項から18の項までにおいて同じ。）	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	335,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	635,000円
			仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅	30平方メートル以内のもの	19,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	44,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	55,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	57,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	72,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	86,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	110,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	260,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	400,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	700,000円
			その他の建築物	30平方メートル以内のもの	8,000円
				30平方メートル	19,000円

				を 超 え 100 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	
				100 平 方 メ ー ト ル を 超 え 200 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	30, 000 円
				200 平 方 メ ー ト ル を 超 え 300 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	32, 000 円
				300 平 方 メ ー ト ル を 超 え 500 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	33, 000 円
				500 平 方 メ ー ト ル を 超 え 1, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	47, 000 円
				1, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 2, 00 0 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	66, 000 円
				2, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 10, 0 00 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	190, 000 円
				10, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 50, 0 00 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	320, 000 円
				50, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の	620, 000 円
2 建 築 基 準 法 第 7 条 の 3 第 1 項 に 規 定 す る 特 定 工 程 を 含 む 建 築 物 以 外 の 建 築 物 に つ い て の 同 法 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 の 完 了 検 査 の 申 請 に 対 す る 審 査	建 築 物 完 了 検 査 申 請 手 数 料 （ 特 定 工 程 を 含 む 建 築 物 以 外 の 建 築 物 ）	申 請 1 件 に つ き	一 戸 建 て の 住 宅 等	30 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	12, 000 円
				30 平 方 メ ー ト ル を 超 え 100 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	17, 000 円
				100 平 方 メ ー ト ル を 超 え 200 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	22, 000 円
				200 平 方 メ ー ト ル を 超 え 300 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	29, 000 円
				300 平 方 メ ー ト ル を 超 え 500 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の	31, 000 円

				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	48,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	147,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	227,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	447,000円
			一戸建ての住宅等以外の建築物	30平方メートル以内のもの	16,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	30,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	71,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル	250,000円

				以内のもの	
				50,000平方メートルを超えるもの	470,000円
3 建築基準法第7条の3第1項に規定する特定工程を含む建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請に対する審査	建築物完了検査申請手数料（特定工程を含む建築物）	申請1件につき	一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	10,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	20,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	28,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	136,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	213,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	423,000円
			一戸建ての住宅等以外の建築物	30平方メートル以内のもの	14,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
				200平方メートル	29,000円

				ルを超え300平方メートル以内のもの	
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	36,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	450,000円
4 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請に対する審査	建築物中間検査申請手数料	申請1件につき	一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	12,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	22,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	36,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	44,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	59,000円

				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	205,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	415,000円
			一戸建ての住宅等以外の建築物	30平方メートル以内のもの	19,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	40,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	52,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	76,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	500,000円

別表第2の5の項中「19,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同表6

の項中「21,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同表7の項中「20,000円」を「21,000円」に改め、同表9の項中「19,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同表10の項中「21,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同表12の項中「7,000円」を「8,000円」に改め、同表13の項中「14,000円」を「15,000円」に改め、同表15の項から18の項までを次のように改める。

15 建築基準法第18条第2項（同法第87条第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき通知された建築物の建築等の計画に対する審査	建築物計画通知手数料	通知1件につき	仕様基準又は誘導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	15,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	33,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	44,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	47,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	48,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	62,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	81,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	205,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	335,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	635,000円
			仕様基準又は誘	30平方メートル	19,000円

導仕様基準に適合させる一戸建ての住宅等以外の住宅	以内のもの	
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	44,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	55,000円
	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	57,000円
	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	72,000円
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	86,000円
	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	110,000円
	2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	260,000円
	10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	400,000円
	50,000平方メートルを超えるもの	700,000円
	その他の建築物	
	30平方メートル以内のもの	8,000円
	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	30,000円
	200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	32,000円
	300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	33,000円

				方メートル以内のもの	
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	66,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	320,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	620,000円
16 建築基準法第7条の3第1項の特定工程を含む建築物以外の建築物についての同法第18条第20項の規定に基づく建築物の工事の完了の通知に対する審査	建築物工事完了通知手数料（特定工程を含む建築物以外の建築物）	通知1件につき	一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	12,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	29,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	31,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	48,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	65,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	147,000円
				10,000平方メートル	227,000円

			一戸建ての住宅等以外の建築物	トルを超え50,000平方メートル以内のもの	
				50,000平方メートルを超えるもの	447,000円
				30平方メートル以内のもの	16,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	24,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	30,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	71,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	250,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	470,000円
17 建築基準法第7条の3第1項の特定工程を含む建築物についての同法第18条20項の規定に基づく建築物の工事の完了の通知に対する審査	建築物工事完了通知手数料（特定工程を含む建築物）	通知1件につき	一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	10,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	17,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内	20,000円

				のもの	
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	28,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	30,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	46,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	62,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	136,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	213,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	423,000円
			一戸建ての住宅等以外の建築物	30平方メートル以内のもの	14,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	19,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	22,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	29,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	36,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	52,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	68,000円

				0平方メートル以内のもの	
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	160,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	240,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	450,000円
18 建築基準法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程工事の終了の通知に対する審査	建築物特定工程工事終了通知手数料	通知1件につき	一戸建ての住宅等	30平方メートル以内のもの	12,000円
				30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	22,000円
				100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	34,000円
				200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	35,000円
				300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	36,000円
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	44,000円
				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	59,000円
				2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	135,000円
				10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	205,000円
				50,000平方メートルを超えるもの	415,000円
			一戸建ての住宅等以外の建築物	30平方メートル以内のもの	19,000円

			30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	27,000円
			100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	39,000円
			200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	40,000円
			300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	52,000円
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
			1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	76,000円
			2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	200,000円
			10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
			50,000平方メートルを超えるもの	500,000円

別表第2の19の項中「19,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同表20の項中「21,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同表21の項中「20,000円」を「21,000円」に改め、同表23の項中「19,000円」を「20,000円」に、「10,000円」を「11,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に改め、同表24の項中「21,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「13,000円」に改め、同表26の項中「7,000円」を「8,000円」に改め、同表27の項中「14,000円」を「15,000円」に改める。

別表第3の62の項を削り、同表61の3の項中「第29条」を「第28条」

に、「６１の項手数料の金額の欄第２号」を「６２の項手数料の金額の欄第２号」に改め、同項を同表６２の３の項とし、同表６１の２の項手数料を徴収する事務の欄中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同項手数料の金額の欄第１号中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同欄第２号イ中「第３４条第３項各号」を「第２９条第３項各号」に改め、同項を同表６２の２の項とし、同表６１の部手数料を徴収する事務の欄中「第３４条第１項」を「第２９条第１項」に改め、同部当該申請に併せて、規則で定める図書の提出があつた場合の項区分の欄第３号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、「及び６２の項」を削り、同号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、「及び６２の項」を削り、同欄第４号中「及び６２の項」を削り、同部その他の場合の項区分の欄第１号に次のように加える。

ウ 誘導仕様・計算併用基準を用いて評価する方法

(ア) ２００平方メートル未満のもの ２７,０００円

(イ) ２００平方メートル以上のもの ３０,０００円

別表第３の６１の部その他の場合の項区分の欄第２号中「当該建物全体の」を「当該」に改め、同号に次のように加える。

ウ 誘導仕様・計算併用基準を用いて評価する方法

(ア) ３００平方メートル未満のもの ５５,０００円

(イ) ３００平方メートル以上２,０００平方メートル未満のもの ９２,０００円

(ウ) ２,０００平方メートル以上５,０００平方メートル未満のもの １６０,０００円

(エ) ５,０００平方メートル以上のもの ２３４,０００円

別表第３の６１の部手数料の金額の欄第１号中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同欄第２号中「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改め、同部を同表６２の部とし、同表６０の３の項中「第１１条」を「第１３条」に、「６０の項手数料の金額の欄」を「６１の項手数料の金額の欄」に改め、同項を同表６１の３の項とし、同表６０の２の項中「第１２条第２項又は第１３条第３項」を「第１１条第２項又は第１２条第３項」に改め、同項を同表６１の２の項とし、同

表 60 の項手数料を徴収する事務の欄中「第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同項区分の欄第 2 号中「工場等以外」を「住宅及び工場等以外の建築物」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(ア)から(オ)までを(イ)から(カ)までとし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300 平方メートル未満のもの 93,000 円

別表第 3 の 60 の項区分の欄第 2 号イ中(カ)を(キ)とし、(ア)から(オ)までを(イ)から(カ)までとし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300 平方メートル未満のもの 244,000 円

別表第 3 の 60 の項区分の欄中第 2 号を第 4 号とし、同欄第 1 号中「第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に、「61 の項」を「62 の項」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、(カ)を(キ)とし、(ア)から(オ)までを(イ)から(カ)までとし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 300 平方メートル未満のもの 20,000 円

別表第 3 の 60 の項区分の欄第 1 号イ中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、(カ)を(キ)とし、(ア)から(オ)までを(イ)から(カ)までとし、同号イに(ア)として次のように加える。

(ア) 300 平方メートル未満のもの 24,000 円

別表第 3 の 60 の項区分の欄中第 1 号を第 3 号とし、同欄に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

- (1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる当該判定を受けようとする建築物の省エネルギーの性能の評価方法及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 性能基準を用いて評価する方法

(ア) 200 平方メートル未満のもの 37,000 円

(イ) 200 平方メートル以上のもの 41,000 円

イ 仕様基準を用いて評価する方法

(ア) 200 平方メートル未満のもの 19,000 円

(イ) 200 平方メートル以上のもの 20,000 円

ウ 仕様・計算併用基準（基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(1)若

しくは第10条第2号ロ(1)、同号イ(2)及び第1条第1項第2号ロ(1)若しくは第10条第2号ロ(1)、第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)若しくは第10条第2号ロ(2)又は同号イ(1)及び第1条第1項第2号ロ(2)若しくは第10条第2号ロ(2)の基準をいう。以下この項において同じ。)を用いて評価する方法

(ア) 200平方メートル未満のもの 27,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの 30,000円

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 次に掲げる当該認定を受けようとする建築物の省エネルギーの性能の評価方法及び当該建物全体の床面積（共用部分の審査を要しない場合にあっては、共用部分以外の部分の床面積）の合計の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 性能基準を用いて評価する方法

(ア) 300平方メートル未満のもの 74,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 123,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 210,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 301,000円

イ 仕様基準を用いて評価する方法

(ア) 300平方メートル未満のもの 35,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 61,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 110,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 167,000円

ウ 仕様・計算併用基準を用いて評価する方法

(ア) 300平方メートル未満のもの 55,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 92,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 16

0,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの 234,000円

別表第3中60の項を61の項とし、59の項を60の項とし、同表58の部当該申請に併せて、登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関が発行する都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号の基準に適合することを証する書面の提出があった場合の項区分の欄第2号イ中「、61の項」を削り、同部その他の場合の項区分の欄第1号ア中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）」を「基準省令」に、「及び61の項」を「、61の項及び62の項」に改め、同号イ中「（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準をいう。以下この項及び61の項において同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

ウ 誘導仕様・計算併用基準（基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及び同号ロ(2)の基準をいう。以下この項及び62の項において同じ。）を用いて評価する方法 27,000円

別表第3の58の部その他の場合の項区分の欄第2号アに次のように加える。

(ウ) 誘導仕様・計算併用基準を用いて評価する方法

- a 1戸のもの 27,000円
- b 2戸以上5戸以下のもの 55,000円
- c 6戸以上10戸以下のもの 77,000円
- d 11戸以上25戸以下のもの 110,000円
- e 26戸以上50戸以下のもの 160,000円
- f 51戸以上100戸以下のもの 234,000円
- g 101戸以上200戸以下のもの 323,000円
- h 201戸以上300戸以下のもの 421,000円
- i 301戸以上のもの 488,000円

別表第3中58の項を59の項とし、53の項から57の項までを1項ずつ繰り下げ、同表52の3の項の次に次の2項を加える。

53 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の3の	マンション管理計画認定申請手数料	申請1件につき		長期修繕計画の数が1の場合	3,800円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	3,800円に1を超える長期修繕計

規定に基づくマンションの管理に関する計画の認定の申請に対する審査					画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額
53の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の申請に対する審査	マンション管理計画変更認定申請手数料	申請1件につき	管理組合の運営に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合	5,000円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	5,000円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
			管理規約の基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合	4,100円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	4,100円に1を超える長期修繕計画の数に2,700円を乗じて得た額を加算した額
			管理組合の経理に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合	4,800円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	4,800円に1を超える長期修繕計画の数に2,900円を乗じて得た額を加算した額
			長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係るもの	長期修繕計画の数が1の場合	10,000円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	10,000円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額
			その他のもの	長期修繕計画の数が1の場合	3,000円
				長期修繕計画の数が2以上の場合	3,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,900円を

					乗じて得た 額を加算し た額
--	--	--	--	--	----------------------

別表第3備考9中「58の項から62の項まで」を「59の項から62の3の項まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築等に関する申請及び通知に係る手数料について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築等に関する申請及び通知に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定は、施行日以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）等の一部改正により建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる建築物の範囲が拡大すること等に伴い、これらの法の規定に基づく申請等に対する審査に係る手数料の設定等を行うとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づくマンションの管理に関する計画の認定等の申請に対する審査に係る手数料の設定その他所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第 35 号

東広島市使用料条例の一部改正について

東広島市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市使用料条例の一部を改正する条例

東広島市使用料条例（昭和 51 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表備考 1 中「1,510 円」を「1,100 円」に、「3,830 円」を「1,300 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政財産の使用に係る改正後の別表の 2 の表の規定により算定される使用料の徴収は、施行日前においても、第 2 条の規定の例により行うことができる。
- 3 改正後の別表の 2 の表の規定は、施行日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、施行日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

木谷小学校屋内運動場及び三津小学校屋内運動場において冷暖房を使用する場合に
加算する使用料の額を改定するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２２８条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例で
これを定めなければならない。－略－

議案第 36 号

東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例の廃止について

東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

東広島市高額医療費貸付基金の設置及び管理に関する条例（平成 11 年東広島市
条例第 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

医療費の窓口負担を自己負担限度額までとする高額療養費の現物給付制度の普及により、医療費の支払資金の貸付の需要がなくなったことに伴い、東広島市高額医療費貸付基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第２４１条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

